

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年8月まで

昭和47年、A県にいた時に、父から、厚生年金保険と厚生年金保険の間は国民年金に加入する必要があるというB村（現在は、C市）役場の指摘を受け、私の国民年金加入の手続をし、5か月分の国民年金保険料を納付したという連絡があった。

私は、毎月3,000円を実家に仕送りしていたが、父の連絡の翌月には6,000円を送った記憶があるので、国民年金保険料を納付していると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年1月に付加保険料の納付を申し出たことが確認でき、それ以前の記録については、同年4月に記録の追加が行われており、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年1月に払い出されたことが推認されることから、同時期に申立人の国民年金への加入手続が行われたものと考えられ、その時点では、申立期間は時効であり、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする父親が、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、父親は既に亡くなっているため、申立人の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等について確認できず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から60年6月まで

夫が亡くなり、昭和56年10月から遺族年金を受給したが、娘が中学一年生だったので、母子年金も受給した。国民年金には昭和47年1月から任意加入していたため、市役所に相談したところ、職員の方から無理をして保険料を納めなくても母子年金を受給している期間は保険料を納めなくてもよいと教えられた。

その後、いつごろか記憶に無いが、社会保険事務所に自分の年金について照会した時、保険料を納めていなかった期間についてさかのぼって納めることができるので納付書を送ると言われた。送られた納付書で毎月銀行から保険料を納付して控えを残していたが、65歳になって国民年金を受給した時に処分してしまった。未納の期間はすべて納めたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人に係る納付書が作成されたのは、昭和62年6月29日であることが確認でき、社会保険事務所から申立人に納付書が送付された時期は同日以降であると推認され、申立期間のうち57年9月から60年3月までの期間は時効のため国民年金保険料を過年度納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人へ納付書が送付された時点で、昭和60年4月から同年6月までの期間については、過年度保険料として納付可能な期間であるものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の金融機関への過年度保険料納付時期や期間等の記憶は曖昧^{あいまい}であり、ほかに当該期間について国民年金保険料を過年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。